

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年神奈川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14号様式中 「

神奈川県 収入証紙

」 を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。